

下田市子ども計画

夢を育み健やかに成長するまち下田

〈概要版〉

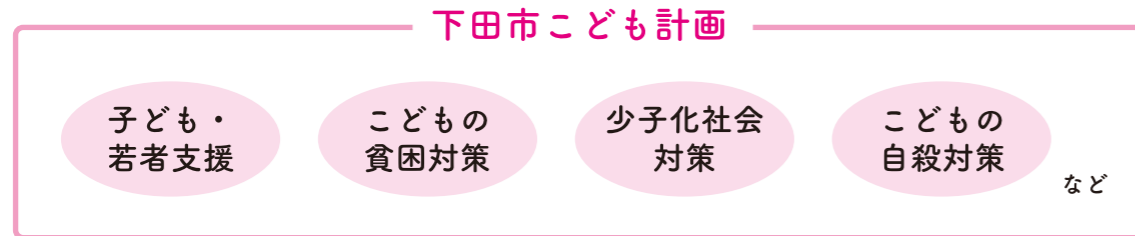


令和8年3月
下田市

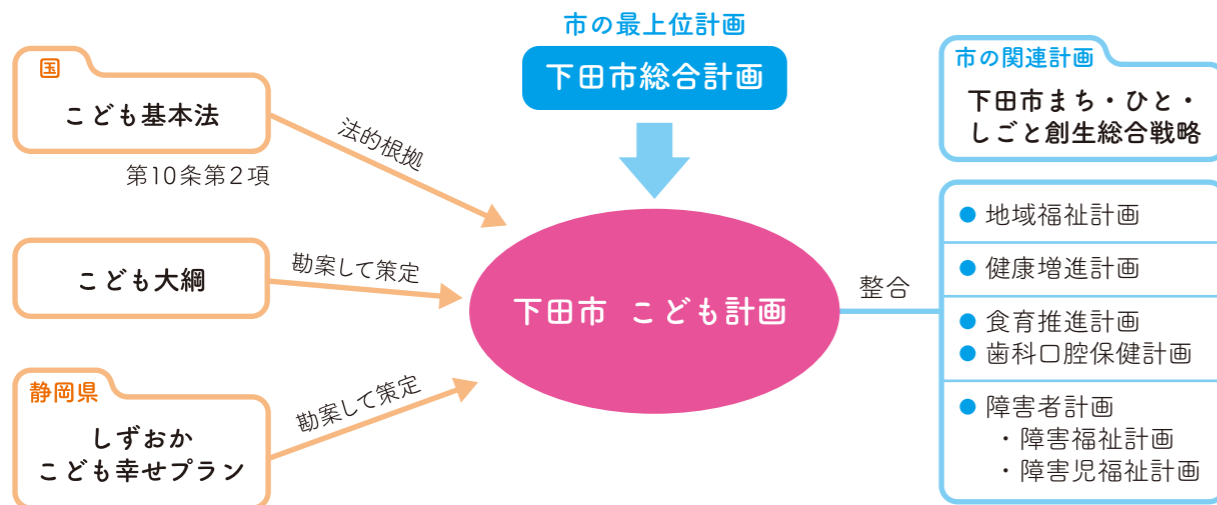
下田市子ども計画とは…

本市では、これまで子ども施策に関連する計画として、「下田市第3期子ども・子育て支援事業計画」を令和7年3月に策定しています。

このたび、「子ども大綱」及び「しずおか子ども幸せプラン」を勘案し、これまで計画書として明文化されてこなかった「子ども・若者支援」や「子どもの貧困対策」等を包含する計画として、新たに「下田市子ども計画」を策定しました。



本計画の法的根拠・位置づけ



計画の期間

令和8年度から令和11年度までの4年間とします。(令和12年度からは子ども・子育て支援事業計画と一本化を予定しています。)

計画の対象

基本的には「概ね29歳以下の市民及びその家族」とし、施策によっては39歳以下の市民を対象とします。

本計画の基本理念

夢を育み健やかに成長するまち下田

～開国の歴史と豊かな自然の郷土下田で、すべての子ども・若者が夢を抱きそれに向かって幸せに暮らせるよう、地域をあげて応援するまちをめざします～

基本目標

ライフステージを通じた施策	1 主体性を育てる環境、活躍できる環境づくり <ul style="list-style-type: none"> 子ども・若者の一人一人が人権、権利を有する存在であることの認識の向上 子ども・若者や子育て世帯が安心して暮らし、外出・活動できる環境の整備・向上 地域や社会での活動経験、社会教育の機会を充実 社会的な男女の格差の解消
	2 心身が健康的に育つ環境づくり <ul style="list-style-type: none"> 医療、健康診査、食育等環境づくり 健康状態や成長に合わせて必要な情報を安心して入手できる仕組みの充実
	3 家庭の状況に応じた支援体制づくり <ul style="list-style-type: none"> 家庭の状況に応じた支援 病気や障害があっても、本人の可能性を最大限に生かせる支援の充実
	4 命や安全を守る仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> 自殺予防に向けた教育・啓発、相談支援等の仕組みづくり 自然災害や犯罪、交通事故から命を守る仕組み、健全育成の仕組みの充実
ライフステージ別の施策	1 子どもの誕生前から幼児期まで <ul style="list-style-type: none"> 妊娠から出産、子育てまで切れ目なく相談・支援を受けられる支援体制やネットワークづくり、体制の強化 休日や祝日の保育、病児保育、低年齢児保育等支援の充実、拡大に向けた検討 保育環境の改善
	2 学童期・思春期 <ul style="list-style-type: none"> 学校教育や地域社会と連携した教育、心身の健康づくり、児童・生徒の居場所づくり いじめの防止や教職員による不適切指導の防止
	3 青年期 <ul style="list-style-type: none"> 経済的な支援体制の充実、さらなる支援の可能性の検討 住宅や就職等、希望に応じた相談・支援が可能な体制づくり
子育て当事者への支援に関する施策	1 子育ての課題解消を支援できる仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> 子育て中の保護者への相談・支援体制の充実 利用できるサービスの拡大、必要な情報を的確に収集できる仕組みづくり
	2 仕事と家庭の両立を支援できる意識づくり <ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスの意識の向上・定着 父親の育児参加の促進に向けた情報発信や意識啓発
	3 家庭の個別状況に応じて支援できる効果的な制度運用 <ul style="list-style-type: none"> 経済的支援が必要な家庭やひとり親世帯等への支援の適切な利用の促進 保護者の経済的な自立、安定に向けた支援

下田市は、すべての子ども・若者が夢を抱きそれに向かって幸せに暮らせるよう、地域をあげて応援するまちをめざします

新しい家族との出会い

ふじのくに出会いサポートセンターの利用促進
結婚を希望する若者を対象に、「ふじのくに出会いサポートセンター」を活用し、出会いの機会を増やします。

青年期（18歳以上）

創業支援の充実
市内での創業希望者を対象に、創業に向けた相談対応や空き店舗の利活用等を促し、企業誘致を推進します。

下田市への移住促進
市内への若者の移住促進のため、交流イベントの開催、インターネット上での情報発信など、継続的なPRを行います。

ひきこもりの若者への支援体制の充実
ひきこもりの若者について、一人一人の状況に応じた社会復帰ができるよう、相談窓口の周知を図るとともに、支援体制の充実を図ります。

自殺予防に向けた教育・啓発の推進
自ら命を絶つ若者の減少に向けて、教育・啓発に努めます。
自殺予防を支援する取組として、ゲートキーパーの育成や、自殺予防週間等の機会を活用した情報発信・啓発を図ります。

学童期・思春期（6～18歳）

学校給食における地産地消の推進、食育の推進
地元の食材を使用した給食の提供、食を通じた地域の文化への理解促進を図ります。

放課後児童クラブの充実
市内全ての小学校で運営している放課後児童クラブにおいて、活動内容や環境の充実に努めます。

公共施設や地域資源を活用した居場所づくり
公共施設や地域資源を活用して、児童・生徒が安心して自由に集える居場所機能の設置について検討します。

奨学金制度の普及
経済的理由により高等学校等への進学が困難な生徒を対象に、奨学奨励金を支給するとともに、制度の普及・啓発に努めます。

地元企業への就職促進
市内及び近隣の高校生を対象に、市内の企業、事業所に関心を持ち、就職につなげられるよう、総合的な探求の授業を活用し、意識啓発を図ります。

ライフステージを通じた施策

計画の対象となる子ども・若者とその家族を対象に、年齢を問わず支援を目指す施策を展開します。

(1) 主体性を育てる環境、活躍できる環境づくり

- 子どもの権利に関する広報・啓発活動の推進
- 人権教育の推進
- 身近で遊べる公園の整備、充実
- 子ども、子育て世帯の居場所づくりの推進
- 多様な世代が集まることができるイベントの開催
- 地域で開催される行事やイベントへの参加促進
- 地域の子ども・若者の主体的な活動の支援 など

(2) 心身が健康的に育つ環境づくり

- 母子健康手帳の交付
- 妊婦健康診査費用の助成
- 生活習慣病予防の充実
- 子育て支援拠点の整備、充実
- 各種媒体を活用した、情報発信の検討、充実 など

(3) 家庭の状況に応じた支援体制づくり

- 経済的支援の適正な実施
- 補装具及び日常生活用具の給付
- 各種医療費の助成及び給付
- 医療的ケア児への支援体制の検討
- 「年齢・進学・就職の壁」に配慮した支援体制の検討
- ヤングケアラーの把握、支援の検討 など

(4) 命や安全を守る仕組みづくり

- スクールソーシャルワーカーの情報共有、資質向上
- 防犯教育の充実
- 自転車の安全な利用の促進
- 災害時の児童・生徒の安全確保の推進
- 児童・生徒や保護者への防災教育・啓発の推進
- 教育・保育施設、学校の防災対策の推進、被災回避策の検討 など

誕生前から出産まで

不妊治療及び不育症に対する支援の推進
不妊治療や不育症の治療費や通院の交通費の一部を助成します。

プレコンセプションケアの推進
中学生以上を主な対象に、健康的な妊娠・出産に向けて、男女の区別なく公平な意識啓発に努めます。

新しく親になる方へのサポート
プレママパパセミナーや妊婦訪問支援、妊婦健康診査の受診促進や費用の助成等を行います。

出産時の支援
妊婦サポート119制度や分娩時の交通費、宿泊費の助成を行います。

産後ケア事業の充実
支援を必要とする産後1年未満の母子を対象に、宿泊又は日帰りで、母子ケアや授乳指導、育児相談等を行います。

乳児家庭全戸訪問事業の充実
生後4か月以内の乳児のいる世帯を対象に、専門職が訪問して乳児や家庭の状況に応じた指導や支援、相談対応を行います。

乳幼児期（小学校入学まで）

乳幼児健康診査の充実
月齢・年齢ごとに健康診査を行います。
また、保護者への相談対応、指導等を行うことで、育児不安の解消や児童虐待、うつ等の発生予防等を図ります。

幼児教育・保育の充実
乳幼児の健全な成長に資する幼児教育・保育の充実に努めます。
また、乳幼児の健全な成長を最優先にするとともに、保護者の働き方の多様化に対応できる体制整備を検討します。

低年齢児の保育体制の整備
2歳児以下の低年齢児保育について、公立園と民間園との連携による受け入れ体制の拡大・充実に努めるとともに、産休明け・育児休業明けによる年度途中入所の円滑化を図ります。

休日保育の実施に向けた検討
休日保育について、その必要性や実施場所、保育時間、実施体制等について、慎重に検討します。

重点施策

本計画では、施策が広範囲にわたるため、特に重点的に進める施策を以下のとおり設定します。

重点1 こどもの権利に関する広報・啓発活動の推進

「児童の権利に関する条約」や「児童憲章」、いじめ防止対策推進法の趣旨の広報を行うとともに、様々な機会や場を利用して、こどもの人権に対する意識啓発を推進します。

重点2 地域の行事・イベントの開催、参加促進

定期的に行事・イベントを開催し、子育て世帯を中心に、地域住民との交流、体験の機会を提供します。行事・イベントに参加するだけでなく、地域の一員としての参加を促進します。

重点3 子育て支援拠点の整備、充実

現在運営している子育て支援拠点を中心に支援、相談等をさらに充実します。必要な職員の確保、職員の資質向上を図ります。

重点4 防災対策の推進

災害発生時に児童・生徒の安全確保を図るとともに、あらかじめ、教職員を含めて防災教育を実施します。教育・保育施設、学校の防災対策、大規模被害が想定される保育施設の被災回避対策の検討を進めます。

重点5 地域の児童・生徒、課題を抱える児童・生徒が集える場・機会の検討

市内各所にこどもや子育て世帯が気軽に集える場の確保、活動の支援を検討します。課題を抱える児童・生徒が学び・集える場・機会の確保を検討します。

重点6 多様な手段による情報発信体制の充実、相談支援の充実

市のホームページや公式SNSを活用して、子育てに関する最新の情報提供に努めます。市役所や各相談窓口、教育・保育施設で相談を受け付けていることを周知するとともに、職員の対応能力、専門性の向上を図ります。

重点7 子育てを支援する人材の確保・育成

定期的、一時的な保育サービスを担う人材の確保に向けて、地域の特色等の情報発信を図ります。地域でのボランティアやサークルの活動の設立や活動を支援します。

評価指標及び数値目標の設定

① 基本理念の実現のための数値目標(主観的評価)

評価指標	数値目標		
	基準値 (令和6年度、7年度)	目標値 (令和10年度)	
「こどもは権利の主体である」と感じるこども・若者の割合	59.6%	70.0%	
家族や学校・塾の先生以外で、相談できる大人や自分を大切にしてくれる大人がいるこども・若者の割合	小学5年生	83.5%	90.0%
	中学2年生	79.7%	90.0%
	17歳年代	83.3%	90.0%
気兼ねなく相談できる相手がいる保護者の割合	小学5年生の保護者	87.2%	90.0%
	中学2年生の保護者	88.6%	90.0%
	17歳年代の保護者	65.2%	80.0%
「結婚、出産、子ども・子育てに温かい支援施策が市で実施されていると思う」と感じるこども・若者の割合	16.5%	50.0%	

※ 貧困線以下の世帯に係る項目は、17歳世代の貧困線以下の世帯が3世帯のみであるため、目標を設定しない。
※ 基準値は、令和6年度にアンケート調査を実施したが、より正確なデータを把握するため、令和7年度に追加調査を実施。

② 各施策の数値目標・指標(客観的評価)

評価指標	数値目標			
	基準値 (令和6年度、7年度)	目標値 (令和10年度)		
こどもの人権教育	—	各学校で年1回実施		
毎日朝食を摂る児童・生徒の割合	小学5年生	88.2%	100.0%	
	中学2年生	79.7%	100.0%	
	17歳年代	83.2%	100.0%	
乳幼児健康診査受診率	—	100.0%		
貧困線以下の世帯において、経済的な理由で食料・衣類を購入できなかった世帯の割合	小学5年生	食料	0.0%	0.0%
		衣類	7.1%	7.1%
		食料・衣類両方	28.6%	8.3%
	中学2年生	食料	9.1%	2.0%
		衣類	18.2%	14.9%
		食料・衣類両方	31.8%	13.9%
乳幼児オンライン健康相談登録率	32.8%	70.0%		
公共施設、地域資源を活用した居場所の開設	—	月1回開催		
理想を下回るこどもの人数の世帯の割合	小学5年生の保護者	36.0%	18.0%	
	中学2年生の保護者	41.4%	20.0%	
	17歳年代の保護者	37.6%	18.0%	
	17～39歳	79.5%	39.0%	

困りごと、悩みごとのご相談は、以下まで

子どもについての不安や悩み等の児童、児童虐待に関する相談は…

1. 子ども家庭センター・下田市家庭児童相談室 tel.0558-25-3636(代)
下田市福祉事務所 **相談時間** [月～金] 8:30～17:15
2. 子ども・家庭110番 tel.0558-23-4152
賀茂児童相談所 **相談時間** [月～金] 9:00～20:00、[土日] 9:00～17:00

子どもの言葉の遅れや健康、成長に関する悩み等に関する相談は…

3. 下田市市民保健課 tel.0558-22-2217(代)
相談時間 [月～金] 8:30～17:15

子ども本人のいじめや困りごと、悩みごとに関する相談は…

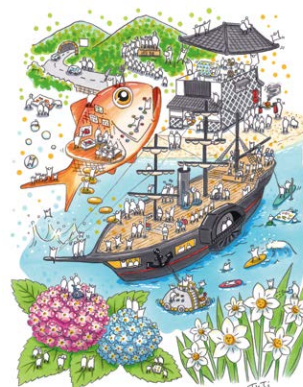
4. 24時間子供SOSダイヤル tel.0120-078310(なやみいおう)
相談時間 年中無休24時間

経済的に困窮している、仕事がなかなか見つからない等生活不安や心配ごとがあるとき、又はボランティア活動に興味がある方、力を借りたい方は以下にご相談ください。

下田市社会福祉協議会 tel.0558-22-3294 **相談時間** [月～金] 8:30～17:00

イラストのコンセプト

「開国の歴史と豊かな自然の郷土下田」の特徴を基本に、新たな時代へと船出する様子をイメージして作成しました。



夢を育み健やかに成長するまち下田

下田市子ども計画 概要版

発行年月：令和8年3月 発行：下田市

〒415-8501 静岡県下田市東本郷一丁目5番18号 電話：0558-22-2216 FAX：0558-22-3910
編集：下田市福祉事務所